

公 告

令和7年10月10日

航空自衛隊
高畑山分屯基地司令
(公印省略)

宮崎県串間市大字本城4番地に所在する航空自衛隊高畑山分屯基地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。保有していない場合は、募集要項第6項、応募手続き等を確認して下さい。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置します。

3 設置場所

航空自衛隊高畑山分屯基地自習室または1庁舎前周辺

4 設置期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)の期間内とします。

5 募集要項の配布

(1) 期 間 令和7年10月10日(金)から同年10月24日(金)まで

(2) 募集要項の取得

次の方法で取得してください。

ア 航空自衛隊高畑山分屯基地ホームページからのダウンロード

(<https://www.mod.go.jp/asdf/takahatayama/>)

イ 航空自衛隊高畑山分屯基地厚生班での受領(午前9時から午後5時まで)

(3) その他 公募へ参加する場合は、募集要項の受領が必須です。

6 その他

細部事項は募集要項による。

7 問い合わせ先

〒888-0008 宮崎県串間市大字本城4番地

航空自衛隊高畑山分屯基地 第13警戒隊 基地業務小隊厚生班 展示即売公募担当

TEL 0987-77-0303 (内線274・275)

高畑山分屯基地における展示即売店委託業者募集要項

1 趣旨

航空自衛隊高畑山分屯基地において、展示即売店の設置及び経営を委託する業者を以下に記載する諸条件に従い募集します。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
※ 同等の資格を有するとは、出店及び販売能力があり、関係法令、制約事項及び官側の示す諸条件を遵守できることをいいます。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているものではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置する施設の名称及び所在地

航空自衛隊高畑山分屯基地 2号庁舎自習室または1号庁舎前周辺
宮崎県串間市大字本城4番地

4 公募説明会（募集要項、仕様書等説明会）

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時 令和7年11月13日（木）15時から
- (2) 場 所 航空自衛隊高畑山分屯基地 2号庁舎自習室
- (3) 携行品 募集要項（本資料を持参して下さい。）
- (4) その他 説明会に参加を希望される事業者の方は、令和7年10月24日（金）までに会社等の名称、出席者氏名及び連絡先をご連絡下さい。
（募集要項の配布先に同じ）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可による。

(2) 設置区画

1区画を4㎡(2m×2m)とする。

設置場所は、自習室またはその周辺とする。

(3) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記の必要な提出書類を提出期限までに持参すること。

なお、提出した書類は、返却しない。

申請書類提出後は、企画内容の変更を禁止する。ただし、基地側から新たな条件を付与して提案を求めた場合を除く。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書1部(別紙様式第2)

以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 出店希望届出書(別紙様式第4)

(ウ) 企画提案書付属書類各1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等(日本工業規格)

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第5)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)

c 営業経歴書(会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可)

d 財務諸表(個人:直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書)(法人:直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書(個人:その3の2法人:その3の3)(*発行後3ヶ月以内のもの)

f 会社概要(任意様式、パンフレット可)

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ)

h 誓約書(別紙様式第6)

i 役員名簿(別紙様式第7)

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをもってb、c、及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

航空自衛隊高畑山分屯基地 第13警戒隊 基地業務小隊厚生班 展示即売会公募担当

電話0987-77-0303(内線274、275)

ウ 提出期間

令和7年11月17日(月)から令和7年12月5日(金)
9時から17時まで(12時30分から13時30分を除く。)

エ 提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

オ 失格事項

- (ア) 提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合
- (イ) 提出書類等が募集要項で必須とした事項を満たさない場合
- (ウ) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (エ) 選考関係職員に個別に接触し有利を得ようとした場合
- (オ) 審査の公平性を損なう行為があったと認められる場合
- (カ) その他、違反と認められた場合

7 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。
なお、必要に応じて、企画説明を求める場合があるが、その日程等については別途該当業者に連絡する。

8 業者決定

(1) 決定業者の発表日時及び掲示場所

令和7年12月8日(月)【基準】

基地ホームページ及び決定業者への電話連絡

(2) 決定業者に対する説明会の日時及び場所

別途通知

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり、提出書類を提出期限までに持参すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書等(別途通知)

(2) 提出先

申請書等の提出と同じ。

(3) 提出期限

別途通知

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊

高畑山分屯基地司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

メ ー ル

宮崎県串間市大字本城4番地に所在する航空自衛隊高畑山分屯基地において、展示即売店を設置し、経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

取り扱う品目 _____

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをご記入下さい。

企画提案書

会社名：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式3）
イ 出店希望届出書（別紙様式第4）
ウ 過去3年間の法令遵守状況
エ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
オ 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
カ 衛生管理方法（200字以内）

キ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字以内)

ク 防衛省における営業方針 (200字以内)

ケ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

コ その他アピールポイント (200字以内)

主な販売予定商品・販売価格表

No.	メーカー名	商品名	規格等	販売価格 (円)	市場価格 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

※メーカー及び商品については、五十音順にて記載すること。

出店希望届出書

業者名：_____

月	区画数	日数	出店日	備考
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
計				

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊
高畑山分屯基地司令 殿

「航空自衛隊高畑山分屯基地における展示即売会の実施及び販売の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名
法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：
メ ー ル：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをご記入下さい。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供した、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

航空自衛隊

高畑山分屯基地司令 殿

令和 年 月 日

住 所

業 者 名 :

代 表 者 名 :

生 年 月 日 :

仕 様 書

航空自衛隊高畑山分屯基地

仕 様 書 (その1)

1 業務件名

航空自衛隊高畑山分屯基地における展示即売会の実施及び販売

2 業務内容

展示即売会の実施及び販売

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊高畑山分屯基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売会の実施場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）が使用許可条件に違反したときとし、この場合乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

乙は、展示即売会の実施に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートル当たりの国有財産使用料は、決定次第通知する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において展示即売会を実施し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、販売員の身元、規則の保持、風紀及び衛生に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

仕様書（その2）

1 募集業種等

- (1) 食品販売
- (2) 移動食品販売
- (3) 酒類販売
- (4) 自転車販売、修理
- (5) スポーツ用品販売
- (6) 靴、革製品販売、修理
- (7) 寝具類販売

2 設置場所

2号庁舎自習室または1号庁舎前周辺

※ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

3 営業時間

原則として、1100～1300までとし、それ以外は別途協議とする。

4 その他の営業条件

- (1) 基地内の電気及び水道を使用することはできない。
- (2) 国の行事、緊急時等は国が使用する。